

令和7年10月16日

千葉県教育委員会  
教育長 杉野 可愛 様

千葉県ことばを育てる会  
会長 加藤 志恵

## 難聴・言語障害教育に関する 要望書

平素より難聴・言語障害教育にご尽力いただき誠にありがとうございました。感謝申し上げます。また、千葉県ことばを育てる会の事業に毎年ご支援をいただき重ねて感謝申し上げます。

本会は、発音、発話、読み書き、コミュニケーション、ソーシャルスキルなどにつまずきのある子どもと家族のために、保護者・教育者・支援者がお互いに手を結んで、問題を解決し、広く社会の人々の正しい理解と支援・啓発を行うことを目的に活動しています。

今から70年ほど前、本会の前身である「言語障害児をもつ親の会」は誕生しました。結成当初から先生たちと手をたずさえ、教室を県内・全国へひろげるために奮闘してきました。

そして今年度、本会のスローガンである「子どもを真ん中に 親と先生が 3人4脚で」に向けて更なる発展を目指し、幼児から大人までの本人と家族、関係者を会員の対象として取り組みの範囲を拡大していくことになりました。

残念ながら、保護者の子どもを案ずる悩みや孤独感は尽きることではなく、70年前と変わりません。社会や家族の無理解や、本人の不十分な自己理解などが社会的障壁となっています。本会は難聴・言語障害教育を含む特別支援教育に、子どもへの指導の充実だけでなく、学校・教員と子どもの間の橋渡し、保護者がわが子を理解する手助け、そして必要とする県の情報が入手しやすい環境などを求めています。

子どもたちの多様性が尊重され、将来、自信をもって生きていける自律した人生が送れるように、学習指導要領にある自己理解と自己権利擁護のスキルが育つよう切れ目のない特別支援教育の確立を心から願います。

以上の事を踏まえ、千葉県ことばを育てる会は、以下のことを要望いたします。

※ 主体的に判断し責任を持って行動するという意味での「自律」としました。

※ 制度名に従い「障害」を使用していますが、本会は「障がい」への変更を希望します。

- 1 県内諸学校の特別支援教育推進のために、各校の特別支援教育校内委員会の機能を充実させ、特別支援教育コーディネーターは役割を十分に認識した人材を配置するようご指導ください。また、県教委、各市町村教育委に小学校及び中学校、さらに特別支援学校の学習指導要領をよく理解した指導主事の配置をお願いします。

  - ① 中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターについては、県あるいは各市町村主催で、その役割や活動方法などを学ぶ研修会を必須とし、県内各校が同一歩調で特別支援教育に取り組めるように、研修体制を構築してください。
  - ② 小中学校、高等学校の教職員全てに、年間1回以上の特別支援教育の研修を必須とし、リーフレットや事例集などを配布するだけでなく、各校での年間の校内研修計画に特別支援教育分野が必ず盛り込まれるようご指導ください。特に難聴・言語障害通級指導教室の設置校・巡回指導対象校及び通級対象児童生徒の担任等については難聴・言語障害特別支援教育についての研修も行い、さらに理解が進むような機会を作るようにご指導ください。
  - ③ 教育センター等での特別支援教育研修履歴のデータを人事異動や担当者配置計画に活かし、意欲のある教員が厚遇されるようお願いします。
  - ④ 難聴・言語障害通級指導を受けている児童生徒は、ほとんどの時間を通常の学級で過ごしています。そのため、通常の学級での過ごし方や学習への手立てなどに十分な配慮と支援が必要です。各市町村教委に、通常の教育課程を理解した上で特別支援教育についてアドバイスができる人材を配置していただくようご指導ください。
- 2 幼児期から就労期に向けて一貫性・継続性のある支援体制を地域格差がないように構築してください。特に早期指導・支援の入り口である「幼児のことばの相談と指導」ができる場を常設してください。

  - ① 幼児期は健康福祉部主管と認識しておりますが、難聴や言語障害などの早期発見の見地から、幼児の検診・相談・支援を充実させてください。健康福祉部と連携して、各市町村に幼児期の難聴・言語指導施設の設置を働きかけてください。

- ② 幼児の支援施設と学校が、就学時の引き継ぎなどをスムーズに進められるよう  
に、サポートファイルの活用を周知徹底してください。  
また、サポートファイルについては母子手帳と一緒に生涯に渡り利用できるよ  
うに、小中学校でもその活用について啓発してください。
- ③ 幼児の検診については、小学校のことば・きこえの教室担当者の専門的な知識  
等を活用できるように連携をお願いします。
- ④ 保護者が気軽に相談や問い合わせができるように、関係諸機関や外部機関・保  
護者の会などとの連携を進め、情報公開を積極的に進めてください。
- ⑤ 就学時健診や入学後の難聴・言語のスクリーニング検査を、全児童が受けられ  
るような仕組みを作るよう各市町村教委にご指導をお願いします。

### 3 小中学校の難聴・言語障害通級指導教室の設置と条件整備をお願いします

- ① 難聴・言語障害教育の指導を希望している児童生徒が、早期に適切な指導が  
受けられるようにしてください。その際、各市町村教委の要望に合わせて県  
教委として早急な配置をお願いします。
- ② 文科省による通級指導教室の1/3についての基礎定数化の期限が後1年に迫  
っています。その進捗状況はどのようにになっていますでしょうか。早急に担  
当者を適切に配置し、担当者の過負担にならないように運用してください。  
また、通級担当職員が加配職員であるために人事が3月にずれ込み、結果的  
に臨時の任用職員になり、巡回ができない教室もあると伺っています。管理  
職の通級指導教室の運用についての理解を徹底してください。
- ③ 巡回指導は通級する児童生徒や保護者の負担は軽減されますが、多くの場合  
巡回指導先には適切な指導教室や備品もなく、指導内容に格差が生じていま  
す。担当者の本務校管理職と巡回校管理職が双方の教室を訪問するなどの連  
携を図り、教育に格差が生じることがないようご指導をお願いします。  
また、行事等の学校都合で指導がおろそかになることがないように共通理解  
と連携をするようご指導ください。  
さらに巡回指導だけではなくICTによる遠隔授業も可能になるように、校内  
での配慮をお願いします。

- ④ 通級指導教室設置校の管理職へは、指導の啓発資料の配布だけでなく、研修の機会を作ってください。特に夏期休業中にも通級が可能であるにも関わらず、管理職に理解されずに指導に空白期間が生じているケースもあると伺っています。県教委として各市町村教委へ、その適切な運用がなされるようご指導をお願いします。
- ⑤ 担当者は専門的な知識技能が必要であるにもかかわらず、1校1人担当が多く、そのため3年未満で担当を外れてしまう教員が多くみられます。意欲を持って希望した教員が、できるだけ長期間に渡り難聴・言語障害教育に携われるよう研修の機会をさらに充実させてください。  
例えば、初任者教員に指導教員が付くことと同様に、難聴・言語障害教育の新担当教員へも新担当指導教員を付けてほしいとの現場からの要望があります。現在、2年目担当教員へは県特連言語研究部会が無報酬で先輩教員を派遣するなどの事業を行い、それが定着し、好評を得ていると伺っています。  
指導充実のためにも、各教育事務所から新担当者指導教員をつけられるような制度を構築してください。  
また、2年目以降も県特連言語研究部会に頼るのではなく、県教委として適切な研修の場を設けてください。
- ⑥ 現在、教員のスキルアップのために特別支援教育の担当になることが積極的に行われていると伺っています。特に通級担当者は、通常の教育と特別支援教育の両方のスキルを持ち、個別で児童生徒を理解し、保護者とも積極的に関われる教員が望されます。このような教員を特別支援教育の推進につながるように積極的に人材登用をしていただくことをお願いします。
- ⑦ 小学校に福祉の部署から派遣されている担当者がいます。県教委として教育委員会所属ではないことを把握してください。市町村によっては通級を希望する子どもや保護者の求めに応じて苦肉の策をとっています。
- 4 中学生・高校生の中にも、小学校と同様に難聴・言語障害教育を必要としている生徒がいます。中学校や高等学校でも難聴・言語障害教育が受けられることが当たり前になるように、地域のニーズに応じた教室の設置を推進してください。
- ① 中学校や高等学校に進学しても、指導が受けられることが当然の権利であることを周知してください。進学に伴っての希望の有無を把握してください。

現在、通級指導教室が設置されていない中学校や高等学校への進学を余儀なくされているケースが多くあります。本人や保護者からの希望があった場合には、早急に通級指導教室の設置要望を出すように、すべての中学校や高等学校に周知徹底してください。その際、常時専任の通級担当者が在室する環境を整えてください。

- ② 難聴・言語障害教育を担当できる中学校・高等学校の教員の育成をお願いします。特に高等学校の通級担当者については同じ県立学校であることからか、特別支援学校からの異動者が担当している学校もあります。通常の教育を理解するだけで時間が掛かり、適切な運用がなされていない高等学校もあります。担当者を育成するために早急な研修体制を整えてください。  
また、通級担当者だけでなく、各校の管理職へもその運用への理解と啓発の機会を設けてください。
- ③ 小学校の担当者が中学校への巡回指導をする場合、異校種の勤務になり、双方の管理職の理解が必要です。例えば、相互に教室訪問するなどの具体的配慮事項をご指導ください。勤務マニュアルの作成や事例集などの作成もお願いします。
- ④ 中学生、高校生については、その通学距離や手段が障壁になることも考えられます。ＩＣＴを活用して校外でも遠隔支援が受けられる様な仕組みをぜひ構築してください。
- ⑤ 小中学校で難聴・言語障害指導を受けていた生徒は、高等学校でも指導を希望する生徒もいます。合理的配慮が適切に実施されるよう理解・周知をお願いします。希望する合理的配慮が適応されず、やむを得ず通信制の高等学校への進学をしたケースもあります。多様なニーズに合わせた進路選択が可能になるようすべての高等学校へご指導ください。

## 5 最新の情報の公開をお願いします。

### ■ 3に関連して

#### ① 経験年数別 担当者の人数

経験年数	0年	1年	2年	3～5年	6～10年	11～20年	21～30年	31～35年
人数								

- ② 再任用で尚かつ新担者の人数
- ③ パート担当者の人数

- 4に関して

- ① 中高で専任の常駐する担当者がいる学校一覧
- ② 中高の当該通級指導教室への通級可能校一覧
- ③ 小学校高学年通級児童への中学での通級指導の希望調査
- ④ 中学生全学年を対象とした通級指導の希望調査

## 令和7年度 要望書 添付資料

千葉県ことばを育てる会

### ◎令和7年度 千葉県の難聴・言語障害教育の実状（小学校）

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
市町村	小学 校数	言難 設置校	言難 担当者	新担当	講師	小学校 児童数	出現 総定数	見込適正 担当者数	担当者 要望数	
千葉市	109	14	51	9	8	44,124	2,206	170	119	
葛 南	習志野市	16	3	8	2	3	8,720	436	34	26
	八千代市	19	5	8	1	1	9,689	484	38	30
	船橋市	56	5	13	1	3	31,765	1,588	123	110
	市川市	41	6	13	1	3	23,200	1,160	90	77
	浦安市	17	2	3	0	0	8,157	407	32	29
東 葛 飾	松戸市	46	8	17	2	1	22,401	1,120	87	70
	柏市	42	8	16	2	2	22,152	1,107	86	70
	野田市	20	19	40	10	9	6,721	336	26	0
	流山市	20	10	10	1	0	14,562	728	56	46
	我孫子市	13	7	7	2	0	5,284	264	21	14
	鎌ヶ谷市	9	8	14	3	2	4,782	239	19	5
北 総	佐倉市	23	7	10	2	1	7,195	359	28	18
	成田市	20	6	7	2	0	5,773	288	23	16
	四街道市	12	3	3	1	0	5,278	263	21	18
	八街市	8	3	3	1	0	2,284	114	9	6
	印西市	18	3	3	0	0	7,989	399	31	28
	白井市	9	2	2	0	0	3,127	156	12	10
	富里市	7	2	2	0	1	1,959	97	8	6
	酒々井町	2	2	2	0	0	701	35	3	1
	栄町	4	2	2	0	0	647	32	3	1
	香取市	15	5	6	0	0	2,412	120	10	4
	東庄町	1	1	2	0	0	459	22	2	0
	多吉町	3	1	1	0	1	481	24	2	1
	神崎町	2	未設置	—	—	—	213	10	1	1
	銚子市	11	8	10	1	0	1,503	75	6	0
	旭市	15	5	6	0	0	2,635	131	10	4
	匝瑳市	10	6	7	0	1	1,284	64	5	0
東 上 総	東金市	8	3	3	0	0	2,238	111	9	6
	山武市	11	3	4	0	0	1,636	81	7	3
	大網白里市	7	5	6	1	3	1,976	98	8	2
	横芝光町	5	3	3	0	0	880	44	4	1
	芝山町	1	1	1	1	0	227	11	1	0
	九十九里町	3	1	1	0	0	383	19	2	1

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
市町村	小学 校数	言難 設置校	言難 担当者	新担当	講師	小学校 児童数	出現 総定数	見込適正 担当者数	担当者 要望数	
東上 総	茂原市	12	7	11	1	0	3,255	162	13	2
	白子町	3	2	2	0	0	370	18	2	0
	一宮町	2	1	1	0	0	644	32	3	2
	睦沢町	1	1	1	1	0	261	13	1	0
	長南町	1	1	1	0	0	244	12	1	0
	長柄町	2	1	1	0	0	169	8	1	0
	長生村	3	2	2	0	0	476	23	2	0
	いすみ市	9	3	7	4	1	1,246	62	5	0
	勝浦市	5	1	2	0	0	398	19	2	0
	大多喜町	2	1	1	0	0	270	13	1	0
	御宿町	1	1	1	0	0	164	8	1	0
南房 総	市原市	40	9	16	1	6	11,517	575	45	29
	木更津市	19	8	10	0	0	7,097	354	28	18
	君津市	12	6	7	1	0	3,214	160	13	6
	富津市	8	4	5	3	1	1,365	68	6	1
	袖ヶ浦市	7	4	5	1	1	3,823	191	15	10
	館山市	10	3	5	1	1	1,493	74	6	1
	南房総市	6	3	3	1	0	1,088	54	5	2
	鴨川市	7	2	3	1	0	1,008	50	4	1
	鋸南町	1	1	1	0	0	171	8	1	0
合 計		755	228	369	58	49	291,110	14,532	1,142	794

※ **A 小学校数**と**F 児童数**は、「千葉県令和7年度学校基本調査」による。

(義務教育学校を含まない・特別支援学校を含まない)

※ **B 言語難聴設置校数**、**C 言語難聴担当者数**、**D 新担当**、**E 講師**は、令和7年度千葉県特別支援教育研究連盟言語障害教育研究部会データによる。(義務教育学校を含む・特別支援学校を含まない)

※ **D 新担当**は、言語難聴経験 1 年未満

※ **E 講師**は、年度雇用教員……1年毎に採用され、勤務校が変わる。(再任用担当者を含まない)

※ **G 出現想定数**は、児童数×言語障害出現率で試算した。

「平成3年言語障害児教育白書(全国言語障害児をもつ親の会)」によると、調査機関や調査県によって言語障害の出現率 4.8% ~11.0% と開きがある。その中で最も調査児数の多い千葉県の調査

(1966 年 調査対象児 23,589 人)では 5.1% の出現率である。ここでは5%で算出した。(小数点以下切り捨て)

※ **H 見込適正担当者数**は、1 名の担当者が13人までの児童を担当するとした定数配置の目安で試算したもの(小数点以下切り上げ)

※ **I 担当者要望数**は、見込適正担当者数から現在の担当者数を差し引いた数で、増員を要望する数。

◎ 「障がい」を使う自治体一覧など



「障害」に係る「がい」の字に対する取扱い（表記を改めている都道府県・指定都市）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/h20jigyo/toriatukai.html>